**業務後自動点呼の実施に係る要件チェックリスト（機器・システム）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | レチェック |
| 一． | 項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。 |  |
| 二． | 運行管理者等が、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。 |  |
| 三． | 業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。 |  |
| 四． | 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本項目の生体認証符号等による識別は、省略することができる。 |  |
| 五． | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。 |  |
| 六． | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。 |  |
| 七． | 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。 |  |
| 八． | 運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。 |  |
| 九． | 項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。 |  |
| 十． | 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。 |  |
| 十一． | 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。イ　業務後自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名ロ　業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名ハ　業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は当該事業用自動車を識別できる記号、番号等ニ　業務後自動点呼の実施日時ホ　点呼の方法ヘ　運転者にあっては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無ト　運転者にあっては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画チ　運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画リ　運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況ヌ　交替する運転者等に対する通告ル　交替する運転者等に対する通告運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において業務後自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所ヲ　その他必要な事項 |  |
| 十二． | 自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。 |  |
| 十三． | 電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。 |  |
| 十四． | 電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び項目十二の記録について、自動点呼機器に保存された情報をＣＳＶ形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。 |  |

（日本産業規格Ａ列４番）